

福井市食育マスコットキャラクター「ふくい たべまるちゃん」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、福井市食育マスコットキャラクター「ふくい たべまるちゃん」が、市民の主体的な食育の実践につながるための活動をするにあたり、福井市が所有する「ふくい たべまるちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が実施する行事
- (2) ふくい食育市民ネットワークが実施する行事
- (3) 市以外の事業者等で食育推進活動に関する周知又は普及啓発を目的として開催する行事
- (4) その他、福井市長が認めるとき

(借用の申請)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者は、あらかじめ「ふくい たべまるちゃん」着ぐるみ借受申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、福井市農林水産部農政企画課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項に掲げる者が、当該行事の告知に「ふくい たべまるちゃん」のデザインを使用しようとする場合には、借受申請書にその旨記入の上、告知用資料のデザイン案を添えて、その承諾を得なければならない。

(貸出しの承認)

第4条 管理者は、前条の申請があったときには、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承諾するものとする。

- (1) 借受けを希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教法人を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 食育の正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (6) その他、管理者が貸出しについて適当でないと認めるとき。

2 前項の承認は、「ふくい たべまるちゃん」着ぐるみ貸出承諾書（様式第2号）により行うものとする。

(貸出方法)

第5条 第4条の規定による承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

2 やむを得ず、前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は使用者の負担とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として5日以内とする。

(貸出し料)

第7条 着ぐるみの貸出しは、原則無料とする。

(遵守事項)

第8条 借着者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に又貸ししないこと。
- (4) 着ぐるみ返却時に、使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (5) その他、管理者が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第9条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要領の規定に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しないものとする。

- 2 前項の場合において、貸出しの承認を取り消された者は、直ちに着ぐるみを管理者に返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により、貸出しの承認が取り消された者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 着ぐるみを汚損又は棄損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(免責)

第11条 着ぐるみの貸出しにより、使用者が被った損害および使用者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、管理者はその責めを負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月17日より施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日より施行する。